

平成26・27年度税制改正において、軽自動車と小型の普通自動車との税負担水準格差の見直し、グリーン化を進める観点などから、軽自動車税の標準税率の引き上げ等が行われました。この改正を踏まえた市税条例の改正により、平成28年度から軽自動車税の税率を次のとおり変更します。

三輪および四輪の軽自動車の税率が引き上げとなります

新規新車登録の時期または新規新車登録から13年経過により、税率が引き上げとなります。(表1)

人事行政の運営などの状況

総務課職員係 ☎42-5611

地方公務員法及び安芸高田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、給与などの状況を公表します。詳細については、市ホームページをご覧ください。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況(平成26年4月2日～平成27年4月1日)

職種	高卒程度	身体障害者対象	割愛	その他選考	合計
一般事務職	10	2	2	0	14
消防吏員	0	0	0	0	0
計	10	2	2	0	14

※退職派遣後の採用、再任用職員、臨時的任用職員を除いています。

(2) 職員の退職状況(平成26年4月1日～平成27年3月31日)

職種	定年退職	勸奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	合計
一般事務職	9	6	2	0	0	0	0	17
消防吏員	1	0	3	0	0	0	0	4
計	10	6	5	0	0	0	0	21

※退職派遣者、再任用後の離職者及び臨時的任用職員を除いています。

(3) 職員数の状況・職員数の推移

部門別	年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年間の増減数(率)
一般行政		307	309	300	289	276	274	▲33(▲10.7%)
教育		55	37	36	35	34	33	▲22(▲40.0%)
消防		51	49	49	49	49	46	▲5(▲9.8%)
普通会計計		413	395	385	373	359	353	▲60(▲14.5%)
公営企業等会計計		37	36	36	37	36	32	▲5(▲13.5%)
総合計		450	431	421	410	395	385	▲65(▲14.4%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。平成27年度から教育長は職員数に含まれません。

2 職員給与費の状況

(1) 平成26年度の人件費(普通会計決算)

住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)
30,546人	20,354,628千円	613,592千円	3,985,008千円	19.6%

(2) 平成26年度の職員給与費(普通会計決算)

職員数(A)	給与費				一人当たり給与費(B/A)
	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	
358人	1,483,559千円	212,280千円	566,134千円	2,261,973千円	6,318千円

(注) 職員数は平成26年4月1日現在の人数であり、職員手当には退職手当を含みません。

(3) ラスパイレス指数

平成24年	平成25年	平成26年
100.8	100.9	100.6

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

(4) 職員の初任給の状況(平成27年4月1日現在)

区分	安芸高田市	広島県	国
一般行政職	大学卒	163,600円	183,300円
	高校卒	142,100円	149,000円

3 特別職の報酬等の状況

区分	給料月額
市長	860,000円
副市長	700,000円
教育長	620,000円

区分	報酬月額
議長	410,000円
副議長	355,000円
議員	325,000円

三輪および四輪の軽自動車の税率(表1)

車種別	税率(年額)			
	平成27年3月31日以前の新規新車登録(13年未満)	平成27年4月1日以後の新規新車登録	新規新車登録後13年を超えたもの	
軽自動車	三輪のもの(総排気量が660cc以下)	3,100円	4,600円	
	四輪以上のもの(総排気量が660cc以下)	乗用 営業用	5,500円	8,200円
		乗用 自家用	7,200円	12,900円
		貨物用 営業用	3,000円	4,500円
貨物用 自家用	4,000円	6,000円		

※新規新車登録とは、自動車検査証の「初度検査年月」です。
 ※平成28年度に重課税率が適用されるのは、「初度検査年月が平成14年12月以前」の車両です。
 ※電気自動車、ガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車等並びに被けん引車は重課税率の対象外です。
 ※平成27年3月31日以前の新規新車登録のものは登録後13年を経過する年度まで現行の税率が据え置かれます。

軽課の対象及び割合(表2)

<軽乗用車>		<軽貨物車>	
対象車	内容	対象車	内容
電気自動車等	税率を概ね75%軽減	電気自動車等	税率を概ね75%軽減
H32年度燃費基準+20%達成車	税率を概ね50%軽減	H27年度燃費基準+35%達成車	税率を概ね50%軽減
H32年度燃費基準達成車	税率を概ね25%軽減	H27年度燃費基準+15%達成車	税率を概ね25%軽減

※「電気自動車等」：電気自動車及び天然ガス自動車(ポスト新長期規制からNOx10%低減)とする。
 ※ガソリン車・ハイブリッド車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★)に限る。

軽課を適用した場合の税率(表3)

区分	標準税率 (平成27年4月1日以後の新規新車登録)	グリーン化特例(軽課税率) (平成28年度のみ)			
		75%軽減	50%軽減	25%軽減	
軽自動車	三輪のもの(総排気量660cc以下)	3,900円	1,000円	2,000円	
	四輪以上のもの(総排気量660cc以下)	乗用 営業用	6,900円	1,800円	3,500円
		乗用 自家用	10,800円	2,700円	5,400円
		貨物用 営業用	3,800円	1,000円	1,900円
貨物用 自家用	5,000円	1,300円	2,500円		

※新規新車登録とは、自動車検査証の「初度検査年月」です。

原動機付自転車および小型特殊自動車・二輪車等の税率(表4)

車種別	税率(年額)	
	現行 (平成27年度)	新税率 (平成28年度から)
原動機付自転車	50cc以下(ミニカーを除く)	2,000円
	50ccを超え90cc以下	2,000円
	90ccを超え125cc以下	2,400円
	ミニカー(50cc以下)	3,700円
二輪の軽自動車	125ccを超え250cc以下	3,600円
	もっぱら雪上を走行するもの	3,600円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,000円
	その他(フォークリフト等)	5,900円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円

三輪および四輪の軽自動車税にグリーン化特例(軽課)が適用されます(平成28年度のみ)
 平成27年度(平成27年4月2日から平成28年4月1日まで)に新規新車登録をしたもののうち、一定の性能を有する三輪

および四輪の軽自動車について、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)を導入し、軽自動車税を標準税率に代えて軽減します。(表2および表3)

原動機付自転車および小型特殊自動車・二輪車等の税率が引き上げとなります
 購入や登録の時期にかかわらず、すべての車両について平成28年度分の軽自動車税から改正後の税率が適用されます。(表4)